

## 用語の説明

### **編入合併（へんにゅうがっぺい）**

市町村を廃し、その区域を他の市町村に編入すること。吸収合併ともいう。

### **境界変更（きょうかいへんこう）**

廃置分合のような地方公共団体の新設又は廃止を伴わずに行う二以上の地方公共団体間の区域の変更をいう。境界変更は、地方公共団体の自治権行使の範囲の変更であり、その効力は自治大臣の告示によって発生する。

### **新設合併（しんせつがっぺい）**

関係する市町村を廃し、その区域をもって新たな市町村を設置すること。対等合併ともいう。

### **非課税地積（ひかぜいちらせき）**

地方税法第348条の規定によって非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地など）の面積の合計。

### **評価総地積（ひょうかそうちせき）**

地方税法第342条に基づき、固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計として、都道府県知事から総務大臣に対し、「固定資産（土地）の価格等の概要調書」によって報告された数値。課税対象土地である。

### **評価地積決定価格（ひょうかちせきけっていかかく）**

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市町村長によって決定された土地の価格。

### **水系（すいけい）**

同じ流域内にある本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼の総称。

### **一級河川（いっきゅうかせん）**

一級水系（国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が直接管理する水系）に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

### **二級河川（にきゅうかせん）**

二級水系（一級水系以外の水系で、都道府県知事が管理する水系）に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川。

### **極値（きょくち）**

ある期間に観測された値の最大値（最高値）または最小値（最低値）。極値の起日は、最大または最小の値が発現した日。同一期間内に極値となる値が2つ以上現れた場合は、期日の新しい方を極値とする。

### **相対湿度（そうたいしつど）**

水蒸気量とそのときの気温における飽和水蒸気量との比を百分率で表したもの。

### **平年（へいねん）**

平均的な気候状態を表す。気象庁では30年間の平均値を用い、西暦年の1位の数字が1になる10年ごとに更新している。